

教学会議

諮詢事項 2 に対する指針（報告）

2018 年 10 月 15 日

教学研究所長
教学員
教学員

楠 信 生
中 島 岳 志
一 楽 真

「部落差別問題等に関する教学委員会」報告書
から見出される課題共有に関する教学委員会

委員
委員
委員
委員

狐 野 秀 存
片 山 寛 隆
福 島 栄 寿
藤 原 正 寿

この報告書は、教化推進の組織機構に関する基本条例にもとづき、宗務総長の諮詢を受けて教学会議が設置した課題別委員会「『部落差別問題等に関する教学委員会』報告書から見出される課題共有に関する教学委員会」によって考究・討議したものである。このたび、同課題別委員会から報告を受け、合同会議によって確認したので、諮詢に対する指針として報告する。

目次

1. はじめに（本委員会に託された課題） 3
2. 部落差別問題等に関する教学委員会報告書の提言を受けて 4
3. 課題共有のための取り組みの視点 6
4. おわりに 11
5. 指針（報告書）提出までの協議経過 13

添付1 「是旃陀羅」問題に関する教区学習会 開催状況（報告）

（解放運動推進本部）

添付2 聖教に見る性差別言辞の検証—『御文』における性差別言辞並びに拝読について— 中間報告

（解放運動推進本部 女性室）

添付3 経典及び親鸞聖人著作に見られる障害者への差別表現について

（解放運動推進本部）

添付4 「是旃陀羅」諸課題への取り組みに関するロードマップ（案）

（解放運動推進本部）

諮詢事項（2）

部落解放同盟広島県連合会から指摘のあった『観無量寿経』の「是旃陀羅」について、「部落差別問題等に関する教学委員会」の報告書を受け、教団内で共有し、社会に発信していくための指針を定める。

1. はじめに（本委員会に託された課題）

本委員会は、宗務総長から諮詢を受けた教学会議によって、「教化推進の組織機構に関する基本条例」にもとづき設置された課題別委員会である。『部落差別問題等に関する教学委員会 報告書（提言・調査研究報告）』（以下、『報告書』）の提言の実効性を図るために、その具体的方策を協議してきた。

（1）経緯

『報告書』のとおり、2013年1月13日、部落解放同盟広島県連合会（以下、広島県連）から宗派へ、『現代の聖典 学習の手引き』（以下、『学習の手引き』）中の誤記の指摘と、経典中に「梅陀羅」の言葉があることの受け止めについて「忌憚のない議論をさせていただきたい」という問題提起がなされた。

誤記の指摘については、『真宗』誌2015年2月号に、『学習の手引き』中の柏原祐義著『浄土三部経講義』の改訂版の変遷に係る誤記の訂正文を公表した。

次に、2015年6月11日、広島県連の問題提起に応じて、「部落差別問題等に関する教学委員会」が発足し、以後、8回の協議を経て、2016年6月27日、『報告書』を宗務総長に提出した。

この『報告書』を受けて、2016年8月2日、第2回教学会議では、「是梅陀羅」の課題を教団内で共有し、社会に発信する施策を図るための指針を定めるよう宗務総長から諮詢を受け、その方向性と視点を協議する本委員会を設置することになった。

2016年11月2日、本委員会が発足。『報告書』の「是梅陀羅」問題の所在と提言を受けて協議を行うこととなった。

（2）課題

宗門の基本姿勢は『真宗大谷派宗憲』（以下、『宗憲』）前文の「すべて宗門に属する者は、常に自信教人信の誠を尽くし、同朋社会の顕現に努める」という宗門運営の根幹の第一に示されている。

2013年の広島県連からの問題提起は、宗門に属する者が、真に如来・聖人の弟子になりえているのかというその自己批判に立って「同朋社会の顕現に努め」ていくことを促されたものと言える。

『仏説観無量寿経』（以下、『観経』）序分にある「是梅陀羅」という語について、すでに1932（昭和7）年に武内了温師が『真宗』誌上においてこの問題を取り上げ、また1934（昭和9）年以来、全国水平社から厳しく善処を求める訴えがなされてきた。

しかし、それらの指摘を受けながらも、江戸期の宗学における「梅陀羅」の語義を

日本の被差別民衆に同定する間違っ了解や不当な差別観念を、完全に払拭する実効的な取り組みが不十分であったと言わざるをえない。

このたびの広島県連からの問題提起は、あらためて「是梅陀羅」の課題がすぐれて教学・教化、すなわち信心の課題であり、この課題が宗門内外のあらゆる人々と共有されることを求める社会の声といえよう。

問題は、「機の実実」をあらわすといわれる『観経』中に「是梅陀羅」の差別語、差別表現があることである。何が差別表現であるかは、時代・社会の中で変化し続ける意識において、判断されるものである。また、その言葉や表現そのものもさることながら、その言葉や表現がどのような意図をもって、誰が誰に対して用いた言葉なのかなどの文脈によっても判断されるものである。つまり言葉や表現は、発信者の主観的な意図を離れて、時には、その言葉や表現を受け止めた者に、差別としての響きを伴い、「痛み」を与えることも起こりうるのである。それは、言葉や表現は、時代や社会意識の変化とともに、その意味合いもまた変化せざるを得ないということである。そういう意味で宗門の課題は、この問題にいわゆる単なる言葉の表面的な解釈をもってこと足れりとするのでなく、『宗憲』前文に掲げる「同朋社会の顕現」に則った、社会に対して実効的で、かつ具体的な解決の道が求められている。

● 「是梅陀羅」問題の具体的課題

- 「梅陀羅」を日本における被差別民衆である「穢多」にたとえて説いてきた歴史的事実。
- 経典の中の「是梅陀羅」の語を、人の存在をおとしめる差別語としてとらえてこなかった人権感覚の欠落。
- 「是梅陀羅」の語に「痛み」をおぼえる人々がいるにもかかわらず、それを宗門の課題として共有してこなかった不徹底性。
- 「是梅陀羅」の語の誤った解釈により、差別を助長する教化によって、差別的状況を固定化してきた僧侶・教学者・教団の責任。
- 僧侶が「是梅陀羅」という語を、その差別性に無知なまま長きにわたり読誦し、あるいは、その差別性に気づきながらそのまま放置してきた、経典読誦の姿勢。

2. 部落差別問題等に関する教学委員会報告書の提言を受けて

『報告書』の「おわりに」の項に提言のまとめとして、以下の4点が列挙されている。

- (1) 私たちは、「是梅陀羅」問題と真宗の関わりの歴史を直視し、その罪責に向

き合っていかなければならない。

- (2) 『観経』における「是梅陀羅」問題についての学びを進めるとともに、そのことを通して『観経』をあらためて受け止め直していかなければならない。
- (3) 同朋会運動推進において掲げられている「人の誕生」と「場の創造」は、差別問題への取り組みと別にあってはならない。僧侶・門徒における「是梅陀羅」問題に関する学びを具体的に進めていかなければならない。
- (4) 『観経』の読誦について「痛みを感じる」という声を真摯に受け止め、読誦の問題についても検討しなければならない。

これらの提言から顕在化する諸課題をていねいに開示していくことが信（まこと）の人の誕生と場を創造する宗門の社会性を回復する道であると考ええる。

以上のことから、『報告書』において提言された内容を手がかりとして、次の7項目の宗派施策が提案された。本委員会はそれを受けてそれぞれ取り組むべき宗派施策の方向性と視点について検討した。

- ① 全国の寺院・教会を対象とした意識喚起
- ② 教師資格取得のためのカリキュラムの見直しの中での学習資料の精査
- ③ 経典からの削除の可否及び経典読誦の方途の検討
- ④ 経典等における他の差別的表現への取り組み
- ⑤ 「同朋の会」テキストである『現代の聖典』の改訂
- ⑥ 聖教編纂事業における差別的表現への取り組み
- ⑦ 安居での取り上げ

委員会では、それぞれの取り組みについて、担当部門から現況や課題について適宜聞き取りを行い、その意見をふまえて議論を深めた。

それぞれの取り組みについては、「3. 課題共有のための取り組みの視点」で述べるが、委員会の協議の総論としては、

- (1) 全宗門的にこの課題の共有（周知）を徹底すること。
- (2) そのために、この課題を僧侶・門徒が共有できる小冊子を作成し、全宗門人に配布すること。
- (3) 「是梅陀羅」の課題を学ぶ手引書を作成し、この課題を共有するための各施策の依りどころとすること。
- (4) この手引書を活用し、教区や組をはじめ「是梅陀羅」の課題を学ぶ場を創造していくこと。

を提言する。これらの取り組みは、全宗務機関はもとより、教区・組、ひいては一方寺一カ寺にいたるすべての宗門人が真摯に向き合わなければ実現しない問題である。

なぜならば、これまで再三にわたって、この「是梅陀羅」問題が指摘されてきたにもかかわらず、「正依の経典」という本来の意味を誤解し、経典を安易に権威化し、その権威性に隠れて、この重大な課題に本気になって向き合っていない我々自身の姿勢が問われているからである。それは言葉を換えていえば、「苦悩を除く法」を説き明かす『観経』を、却って差別を助長する経典としてきた僧侶である我々一人ひとりに罪があるということである。

したがって、協議の論点の一つとなった経典の読誦については、上記の取り組みによって課題を自覚した僧侶一人ひとりが経典にどう向き合うかという問題に収斂される。「是梅陀羅」の話を聞いて心を痛めてきた人たちは、差別を助長してきたことについて無知なまま、あるいは気づきながら放置してきた僧侶の読誦に対してその姿勢を質しているのである。

「是梅陀羅」の課題から照らし出されたのは、「御同朋・御同行」の教えを受けながら、生活の中で他者性を見失ってきた我々の姿である。

このたび、我々一人ひとりに与えられた「是梅陀羅」の課題が、あらゆる差別問題や解放運動にあらためて取り組む端緒となることが重要である。

3. 課題共有のための取り組みの視点

(1) 全国の寺院・教会を対象とした意識喚起

このたびの課題共有のための取り組みを進めていくにあたって、「全国の寺院・教会を対象とした意識喚起」の視点は、もっとも重要な取り組みとして位置づけられる。

『報告書』が提出された後には、宗会議員と宗務役員を対象にした学習会が行われ、2017年度からは各教区での学習会が展開された。この各教区での学習会に関しては、解放運動推進本部が中心となって学びが進められることとなったが（添付 1）、教区によって役職者や僧侶・門徒等の対象者にばらつきがあったり、最初に学習会を行った教区と現在学習が予定されている教区との間におよそ 1 年の違いがあることから、参加者からのレポート内容に関して統一的な見解を求めることは難しいように思われた。特に、レポートにおける質問項目 2 の「梅陀羅」と「女人」「根欠」を同列において問う内容や、文言の削除や読誦の禁止・停止に関する部分は、このたびの学習のみによって結論を急ぐのではなく、今後のさらなる学習を踏まえて検討すべき課題である。

いずれにしても、宗派機関誌である『真宗』誌での問題提起や各教区での学習の展

開は有効であったが、さらに各組や各寺院単位での学びの場を確保していくことが求められる。その場は、差別された人々と共に学ぶことができる場であることは論をまたない。したがって、各教区の解放運動にかかわる人や同朋の会教導等の学びの場と宗派方針の伝達の間を確保することが重要である。

(2) 教師資格取得のためのカリキュラムの見直しの中での学習資料の精査

このたびの「是梅陀羅」の課題をはじめ、差別問題への学びを十分に深めることができないまま教師が誕生しているのが現状である。真宗大谷派教師養成校において、大谷派教団の近代以降の歩みと宗門が抱えてきた課題を学ぶ場を整えることが急務であるという内局方針に則り、本委員会がまとめる指針提出に先立って『宗門近現代史学習資料（副読本）』（仮称）の制作に取り組むことを確認した。

本学習資料は、各校で行われている「差別問題」「同和教育」「人権学習」等の授業を担当する教員の独自性を尊重しつつ、同朋会運動が担ってきた課題を体系的に指導できるように、教員用資料として作成するものである。年間の授業数に合わせて目次（課題）を設定し、教員の裁量によって学生に配付できる本文と資料編で構成し、かつ時代の諸課題に即応してページを加除できるリング形式を想定している。

作業については、本委員会のもとで「宗門近現代史学習資料（副読本）作成プロジェクト会議」（構成：藤原正寿委員、安藤弥同朋大学教授、乾文雄大谷高校教諭、武田未来雄教学研究所有員）を2017年2月から立ち上げ、鋭意作業が進められている。

また、現在、教育部長の諮問機関「真宗大谷派教師養成に関する研究会」において、教師資格の取得過程の見直しをはじめ、本学習資料の制作についても調査研究の項目にあげられている。本学習資料が将来的に真宗大谷派教師養成校等において差別問題を学ぶ重要な機会となるよう教育部と連携して進めていただきたい。

(3) 経典からの削除の可否及び経典読誦の方途の検討

『教行信証』総序に『観経』の基本的視座が記されている。

浄邦縁熟して、調達、闍世をして逆害を興ぜしむ。浄業機彰れて、釈迦、韋提をして安養を選ばしめたまえり。これすなわち権化の仁、斉しく苦悩の群萌を救済し、世雄の悲、正しく逆謗闍提を恵まんと欲す。

『観経』がその冒頭に王舎城の悲劇と通称される事件を記しているのは、煩惱に翻弄される人間の現実に視点を定めて、その「苦悩の群萌」こそ如来大悲の本願の正所被であることを明確にするためであると思われる。すなわち「現世の五欲の樂に貪着」し、互いに傷つけあわないでは生きられない「一切苦悩の衆生」のために、われもひ

とも共に生きることのできる浄土への往生を願う心に目覚めさせる、如来の大悲方便の教説といえる。

その『観経』中に、王舎城の物語を展開する要語として「是梅陀羅」の言葉が置かれている。「梅陀羅」の語は差別語であり、「是梅陀羅」は差別発言、差別表現である。廣瀬杲講師は「梅陀羅」の一語を「人間自身が造り出した、人間破壊を惹起する、具体的にして根源的な差別語である」（2001年安居『観経序分義』聞記 講義概要）と指摘し、「梅陀羅差別のもつ苛酷さを、如何にして根絶し切るか、という課題こそが、最も具体的な人間解放の証し事である、とも教えられてきた」（同前）と、經典読解の方向性を示唆している。

我々は經典を古文書として読んでいるのではない。自己の生きる姿勢を照らし出す聖教として拝読（読誦）している。經典を読むことが自己の生きることと直結している。ここに問題解決の糸口があると思われる。

經典は教法が人間に知られ得るものとして流伝してきたものである。「機教相応」、「相応は、たとえば函蓋あいかなえるがごとし」と言われるように、普遍の教法が具体的な人間に機の自覚を促すとき經典は經典となる。機の目覚めを促すはたらきを失えば、それは經典という名の古文書になってしまう。

經典中にある「是梅陀羅」という「人間破壊」の言葉それ自体が、まさに人間としてどう感じているのかということ問いかけている。それはまた「人間解放」への願いをもって經典を読んでいるのかという問いかけでもある。すなわち、『宗憲』第11条において「正依の聖教」（信仰の規範）として『観経』を位置づけている我々にとって、真に經典を聖教として読んでいるかという信の領域にかかわる問いである。

そういう観点からいえば、広島県連からの問いかけは全宗門人に、本当に經典を読んでいるのかという問いとして受け止めなければならない。「是梅陀羅という言葉、声を聞くと痛い」という訴えを、読経者が我が機の問題として聞き取ることができるかどうか問われているといえる。

『報告書』及び『学習の手引き』『解説・解説補遺』が指摘するように、「月光・耆婆の視座」（それはまた阿闍世の視座でもある）が露出した「汚刹利種。臣不忍聞。是梅陀羅。不宜住此」の発言の中で、「是梅陀羅」の言葉が出ている。法要等で『観経』を読誦するにあたって、この箇所を人々はどのように受け取るのか、その客観性に十分配慮することなく看過してきた我々宗門人の姿勢が問われている。

不都合な事実を覆い隠すように、機械的に『観経』中から「是梅陀羅」の文言を削除すればいいということではない。見えなくすることによって、「是梅陀羅」解を単に過去の誤った解釈として忘却の淵に追いやることを危惧する。それはかえって課題の喪失となる。我々の課題は、經典中のこの語を凝視し、自覚的に宗門及び自己の差別の歴史を信心の課題として引き受けていくことにある。

そうした差別の罪責の荷負と機の自覚の促しへの具体的な取り組みとして、「痛み

を感じる」との声に対して真摯に向き合う姿勢をどのように表現するのか。そのことが今あらためて、仏の説法を聞くべき場としての經典読誦の課題として問われている。『観経』読誦が真に大乘の精神にかなう読誦になるよう、早急に衆知を集める必要がある。そのために宗憲で示す「あまねく同朋の公議公論」の場であり、最高議決機関である宗会を構成する宗会議員の中で十分議論されることを希望する。この議論に基づいてこそ、宗務当局が各関係部局と協議し、社会的かつ実務的に判断できるものとする。問題の核心はその当局方針が全宗門人の信の課題となることである。

(4) 經典等における他の差別的表現への取り組み

『報告書』の冒頭「はじめに」の項に小森龍邦氏の言葉が記されている。

『観経』の「是旃陀羅」の教説部分は、被差別者にとってはやりきれないほど、心に痛みを感じる場所である。

同じく「痛みを感じている」生活現場からの声がある。たとえば、法要や勤行など仏事の場合で御文が拝読されるが、とくに女性からの「痛み」の声が上がっている。それは人間としての痛みの声であり、したがって、仏事におけるそうした女性への差別、及び性認識への差別に関する表現についての読誦のあり方も含めた検討が必要である。

当委員会での協議に資するため、解放運動推進本部長から女性室の「聖教に見る性差別言辞の検証——『御文』における性差別言辞並びに拝読について——（中間報告）」

（添付 2）、並びに解放運動推進本部と教学研究所の作業による「經典及び親鸞聖人著作に見られる障害者への差別表現について」の報告書（添付 3）が提出された。

『御文』に見られる「五障・三従の女人」の文言について、蓮如の意図はどうであったにせよ、「女性差別を生み出している父権的社会構造」への問題意識を深める必要がある。また第三十五願を「女性が男性と共に生きる世界を求め、一人の人間として関係を結ぶことを願い、宣言している」本願として読み解くにしても、願文の「構造的な男性優位の男女二元論」を克服する方途を見いださなければならない。その他にも、經典・聖教などに、身体的・精神的・経済的・社会的な差別思想、差別表現、差別語が直接言辞または隠喩修辭として散見される。

これらの報告によって整理された、「女人」や「五障・三従」、『仏説無量寿経』第三十五願の「厭悪女身」、また第四十一願及び『浄土論』・『浄土論註』の「根欠」に関わる表現については、宗門として問題意識を深めるための共同学習に取り組まねばならない課題である。

女性室からの「中間報告」では、「聖教に見る性差別の検証と対応」、「新しい儀式声明の作成」、「教化基本条例」の抜本的改正にむけた取り組みの必要性、「教学会

議課題別委員会における男女平等参画を」、「儀式における『御文』拝読について」として、具体的に取り組むべき課題が明示されている。

まずはこれらの問題に関して宗門内の一部の声とするのではなく、当局の方針としてこの課題を全宗門的に共有することから始めていただきたい。

なお、1972（昭和 47）年に告示された、式務部による「葬儀並びに葬儀前後の行事について」の中で、故人が女性の場合は「変成男子」の和讃を用いるように指示されているが、当局として全宗門的な課題共有を喚起するために告示内容を見直すなどの施策に積極的に取り組んでいただくことを提案したい。

（５）「同朋の会」テキストである『現代の聖典』の改訂

『報告書』では、「真宗同朋会運動では、宗祖の生涯について学ぶ『宗祖親鸞聖人』、差別と平等の問題について学ぶ『仏（みほとけ）の名（みな）のもとに』、そして真宗の所依の經典について学ぶ『現代の聖典』がテキストとして用いられてきた」ことを押さえ、その３部のテキストの有機的な連関の特色や必要性について述べられている。

なかでも、『現代の聖典』の学びを深めるための手引書として作成された『現代の聖典 学習の手引き』に関しては、広島県連から指摘を受けた「補遺」中の誤記については、『真宗』誌 2015 年 2 月号で訂正公表した。

広島県連からの指摘は、

われわれの求めるものは、このような差別的『經典』の教説から解放されたいということであり、教団自体が、どのように改訂の方向に舵をとるかということに関心があるのだ。（小森龍邦『親鸞思想に魅せられて』179 頁）

という小森氏の言葉に要約されよう。さらに小森氏は「教義」を中心に、差別撤廃を教団に取り組んでもらいたいと願っている」（同書「あとがき」）と述べている。

あらためて、教団における差別の歴史と、『観経』をどのような經典として受け止めていくのかについて、宗門人が衿をただして学ぶために、『現代の聖典 学習の手引き』の改訂が必要であると考えます。

しかしながら、研修部からは、この『現代の聖典』ならびに『現代の聖典 学習の手引き』が推進員養成講座を引き継ぐ「同朋の会推進講座」で活用されづらい状況があるとの報告を受けた。したがって『現代の聖典 学習の手引き』の改訂とともに「2. 部落差別問題等に関する教学委員会報告書の提言を受けて」の委員会の協議の総論として提言した、「是梅陀羅」問題を学び共有するあらたな手引書を作成することが必要である。当局の判断に委ねたい。

いずれにしても、学習参加者の座談ができるような教材を全寺院に配付して、その

学びを奨励し、全宗門の取り組みを促すことが必須であると考える。

(6) 聖教編纂事業における差別的表現への取り組み

『報告書』には、「推進員養成講座だけでなく、さまざまな学習の場で用いられる『真宗聖典』など、宗派出版物においても、「旃陀羅」の語に対する注記や要語解説、学習のための解説を付していくことも必要である」とある。今後編集する聖教のテキスト等においても、「是旃陀羅」をはじめ各聖教に見受けられる差別表現に関する補註をする必要があると考える。

したがって、「聖教編纂室」においては、教学研究所及び解放運動推進本部と情報の共有をはかり、編纂事業の取り組みを進めていただきたい。

(7) 安居での取り上げ

『報告書』では、『観経』は、近世以来、宗門の最も大切な学事である安居の講本としても幾度となく取り上げられ、講じられている。しかし、そこでは「是旃陀羅」についての課題が真正面から向き合われることがなく、親鸞聖人の同朋精神の視点から論議されることがなかった。この問題を避けてきた真宗教学のあり方を反省するとともに、今後「是旃陀羅」問題が、教学研究・発表の場で真摯に取り上げられることが要請されるのである」と記されていることから、このたびの課題共有のための取り組みの視点の一つとして挙げられた。

ただし、安居は講者によって講本が選定されている現況に鑑み、今後、現代における真宗教学の樹立の願いのもとに、宗門内外の幅広い教学研鑽の場において、「是旃陀羅」問題の学術的位置づけが議論されることを望むものである。

4. おわりに

『宗憲』前文において、宗門はみずからの歴史をかえりみて、率直に過去の反省と未来への希望を表明している。

宗門は長い歴史をとおして幾多の変遷を重ねるうちには、その本義が見失われる危機を経てきたが、わが宗門の至純なる伝統は、教法の象徴たる宗祖聖人の真影を帰依処として教法を聞信し、教法に生きる同朋の力によって保持されてきたのである。

宗門の原点は仏陀釈尊の教えに順い、宗祖聖人が示された本願に生きる姿勢に還る

ということにつける。「是梅陀羅」の問題に向き合う宗門人の姿勢もここにおのずから明らかに示されているといえよう。

八木重吉の詩の一篇が真実に順う姿勢を象徴しているように思う。

わたしの まちがひだつた

わたしのまちがひだつた

こうして 草にすわれば それがわかる (「草に すわる」)

草は大地性の象徴である。また仏陀釈尊の成道の象徴である。宗門がみずからのあやまちを認めることはなんら恥じることではない。むしろ、仏法の命脈がまだ息づいている証左といえよう。宗門が如来を仰ぐ教団である限り、差別の「痛み」を訴える人々からの批判は「如来からの糾弾」として受け止めることができる。その一点が教法への信順の実証といえよう。

宗祖親鸞聖人の御誕生八百五十年・立教開宗八百年を目睫にして、宗祖聖人から「御同朋・御同行」と迎えられる宗門人でありたいと念願する。

付記

引用文以外の本文の「是梅陀羅」の「セン」は、『真宗聖典』の当該箇所、『観無量寿経(集)註』(表書)の経分(註分は除く)、『浄土和讃』「観経意」(専修寺蔵真蹟本)、及び『大正新脩大蔵経』の当該箇所に従い「梅」の表記に統一した。